

令和5年11月22日

五所川原市教育委員会

令和5年 第11回定例会

提案及び報告事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	報告第3号	議案に対する意見について（令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）案）	P	1
2	報告第4号	議案に対する意見について（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び五所川原市津軽三味線会館の指定管理者の指定）	P	2
3	報告第5号	議案に対する意見について（五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館の指定管理者の指定）	P	4
4	議案第42号	五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について	P	7

報告第3号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したため、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）案
（教育委員会所管分）
- 2 参考資料（意見を求められた議案）
別冊「令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）」のとおり。

報告第4号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 公の施設の指定管理者の指定について
（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び五所川原市津軽三味線会館）
- 2 指定方法
五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第2条第2項の規定に基づく任意指名
- 3 指定管理者となる団体
特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部 代表理事 山中 政広
- 4 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 参考資料（意見を求められた議案）
別紙「公の施設の指定管理者の指定について」のとおり。

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和5年 月 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

- 1 指定管理者が管理する公の施設の名称
五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例（平成17年五所川原市条例第91号）第2条に規定する五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び五所川原市津軽三味線会館設置条例（平成17年五所川原市条例第163号）第2条に規定する津軽三味線会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部 代表理事 山中 政広
- 3 指定管理者が管理する期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第2条第2項の規定による指名の理由
特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部は、指定管理者として平成18年度から五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館を適切に管理運営しており、また、太宰治及び津軽三味線を軸とした地域振興に資する自主事業にも積極的に取り組み、両施設の設置目的である教育、文化の向上及び発展に大きく寄与していることから、同団体を指定管理者として継続していくことが最善であると判断される。
よって、特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部を五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館の指定管理者の候補として指名するものである。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

報告第5号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 公の施設の指定管理者の指定について
（五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館）
- 2 指定方法
五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第2条第2項の規定に基づく任意指名
- 3 指定管理者となる団体
一般財団法人五所川原市スポーツ協会 会長 飛嶋 克好
- 4 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 参考資料（意見を求められた議案）
別紙「公の施設の指定管理者の指定について」のとおり。

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和5年 月 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

1 指定管理者が管理する公の施設の名称

五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）第2条に規定する五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館

2 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人五所川原市スポーツ協会 会長 飛嶋 克好

3 指定管理者が管理する期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第2条第2項の規定による指名の理由

一般財団法人五所川原市スポーツ協会は、平成24年2月に合併した財団法人五所川原市自治振興公社の期間を含め、受託管理者として平成2年度から五所川原市民体育館、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場を、平成11年度から五所川原市勤労者総合スポーツ施設を、平成19年度から五所川原市つがる克雪ドームを、平成30年度から五所川原市漆川体育館を、令和3年度から五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市弓道場及び五所川原市金木相撲場を適切に管理運営しているところである。

また、同協会は、施設を有効活用した各種事業を行っており、良好な施設の管理だけでなく、地域の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に大きく貢献していることから、同協会を指定管理者として体育施設を管理運営していくことが最善であると判断される。

よって、一般財団法人五所川原市スポーツ協会を五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五

所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館の指定管理者の候補として指名するものである。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第42号

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

当市では令和6年1月1日から内部事務処理システムとして電子決裁・文書管理システムを導入することとなっているが、同システムでは括弧記号を用いた「達記号」及び「指令記号」を登録することができないため、現在、括弧記号を用いている「達記号」及び「指令記号」を改正する必要がある。

また、組織機構の見直しに伴い、子どもいじめ相談室が教育総務課の課内室となっていることから、同室の表記順の見直しも必要となっている。

2 改正概要

教育委員会所管部署の「達記号」及び「指令記号」を括弧記号を用いない表記に改正するほか、「達記号」「指令記号」及び「収発記号」における子どもいじめ相談室の表記順序を改正。

3 改正案及び新旧対照表 別紙のとおり。

4 施行期日

令和6年1月1日

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会○達記号の表及び○指令記号の表を次のように改める。

○達記号

教育総務課 五教総達

社会教育課 五教社達

学校教育課 五教学達

中央公民館 五教中公達

学校給食センター 五教給セ達

図書館 五教図達

金木教育総務室 五教金総室達

市浦教育総務室 五教市総室達

子どもいじめ相談室 五教い達

スポーツ振興室 五教ス達

金木公民館 五教金公達

○指令記号

教育総務課 五教総指令

社会教育課 五教社指令

学校教育課 五教学指令

中央公民館 五教中公指令

学校給食センター 五教給セ指令

図書館 五教図指令

金木教育総務室 五教金総室指令

市浦教育総務室 五教市総室指令

子どもいじめ相談室 五教い指令

スポーツ振興室 五教ス指令

金木公民館 五教金公指令

別表第2教育委員会○収発記号の表中

「

スポーツ振興室 五教ス発（収）

子どもいじめ相談室 五教い発（収）

」を

「

子どもいじめ相談室 五教い発（収）

スポーツ振興室 五教ス発（収）

」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

○五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係） 教育委員会 ○達記号 教育総務課 <u>五教総達</u> 社会教育課 <u>五教社達</u> 学校教育課 <u>五教学達</u> 中央公民館 <u>五教中公達</u> 学校給食センター <u>五教給セ達</u> 図書館 <u>五教図達</u> 金木教育総務室 <u>五教金総室達</u> 市浦教育総務室 <u>五教市総室達</u> 子どもいじめ相談室 <u>五教い達</u> スポーツ振興室 <u>五教ス達</u> 金木公民館 <u>五教金公達</u> ○指令記号 教育総務課 <u>五教総指令</u> 社会教育課 <u>五教社指令</u> 学校教育課 <u>五教学指令</u> 中央公民館 <u>五教中公指令</u> 学校給食センター <u>五教給セ指令</u> 図書館 <u>五教図指令</u> 金木教育総務室 <u>五教金総室指令</u> 市浦教育総務室 <u>五教市総室指令</u> 子どもいじめ相談室 <u>五教い指令</u> スポーツ振興室 <u>五教ス指令</u> 金木公民館 <u>五教金公指令</u></p>	<p>別表第2（第2条関係） 教育委員会 ○達記号 教育総務課 <u>五教委達（教総）</u> 社会教育課 <u>五教委達（教社）</u> 学校教育課 <u>五教委達（教学）</u> 中央公民館 <u>五教委達（教中公）</u> 学校給食センター <u>五教委達（教給セ）</u> 図書館 <u>五教委達（教図）</u> 金木教育総務室 <u>五教委達（教金総室）</u> 市浦教育総務室 <u>五教委達（教市総室）</u> スポーツ振興室 <u>五教委達（教ス）</u> 子どもいじめ相談室 <u>五教委達（教い）</u> 金木公民館 <u>五教委達（教金公）</u> ○指令記号 教育総務課 <u>五教委指令（教総）</u> 社会教育課 <u>五教委指令（教社）</u> 学校教育課 <u>五教委指令（教学）</u> 中央公民館 <u>五教委指令（教中公）</u> 学校給食センター <u>五教委指令（教給セ）</u> 図書館 <u>五教委指令（教図）</u> 金木教育総務室 <u>五教委指令（教金総室）</u> 市浦教育総務室 <u>五教委指令（教市総室）</u> スポーツ振興室 <u>五教委指令（教ス）</u> 子どもいじめ相談室 <u>五教委指令（教い）</u> 金木公民館 <u>五教委指令（教金公）</u></p>

改正後	改正前
<p>○収発記号 略 <u>子どもいじめ相談室 五教い発 (収)</u> <u>スポーツ振興室 五教ス発 (収)</u> 略</p>	<p>○収発記号 略 <u>スポーツ振興室 五教ス発 (収)</u> <u>子どもいじめ相談室 五教い発 (収)</u> 略</p>